

[平成30年 予算審査特別委員会]-[03月08日-04号]-P. 250

◆委員(織田勝久) 私は、精神障害者施策について、障害児通所支援等について、外国人医療費の未徴収問題について、都市計画道路の整備について、潮見台配水所及び西長沢浄水場の耐震工事について、教職員の職員配置にかかわる課題について、それぞれ一問一答で質問いたします。

まず、精神障害者施策について伺ってまいります。さきの12月議会の一般質問におきまして精神障害者の家庭内暴力の問題を取り上げまして、この視点からのアウトリーチ——訪問支援の充実、包括化をする重要性ということを質問いたしました。また、家族会との意見交換の折に、精神保健福祉センター所長からもアウトリーチの強化を進めるとの申し出があったという事実も披露したわけであります。また、例えば障害者本人の状態が、精神疾患として治療すべきなのか、それとも犯罪として更生させるべきなのか、医療と司法のボーダー上にあることも珍しくなく、家族が医療機関や保健所、警察署などに相談に行きながらも問題解決に至らないケースも珍しくないと聞いているわけであります。結果として、放置された状態が続けば事態はますます深刻になり、深刻になればなるほど行政は介入しづらくなりますから、家族が疲弊する等のまさに負のスパイラルに陥ります。そうということで、改めて、本人や家族へのアウトリーチ——訪問支援の充実が最大の課題となるわけでありますが、そこで、第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版でどのように改善が図られるのか、具体的に伺います。障害者計画への反映についても具体的に伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 精神障害者へのアウトリーチの充実についての御質問でございますが、本人や家族への訪問等によるアウトリーチにつきましては、百合丘障害者センター、井田障害者センター及び障害者更生相談所南部地域支援室が区役所や障害者相談支援センター等関係機関と連携し、専門職による支援チームで訪問支援を実施しているところでございます。現在策定中の第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版におきましても、訪問支援を含む相談支援体制の構築は主要な課題の一つであり、その充実が必要とされております。そのため、障害者計画におきまして、専門的な相談支援を行うための体制整備として、平成32年度に南部リハビリテーションセンターの開設を予定しており、専門職による訪問、巡回による専門的支援の一層の充実強化を図ることとしております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、御答弁いただきましたが、一応当局といたしましても問題はしっかりと認識はされ、それなりの対応はされているという思いはしっかり理解させていただいているところであります。関連いたしまして、危機介入の必要な事例については、専門職を多職種で配置し、医療、福祉の両面からの支援を実施するというところでありますけれども、今回の改定でどのように充実が図られるのか、具体的に伺います。次に、医療的ケアの必要性が高いことから、訪問看護や訪問診療等を実施する医療機関の増加と連携強化の課題についてどのように改善が図られるのか、さらに、休日夜間の対応の課題についてどのように改善が図られるのか、具体的に伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 危機介入の必要な事例についての御質問でございますが、現在も区役所、障害者相談支援センター、障害者センター等の専門職を中心に支援を行っているところでございます。今後につきましては、障害者相談支援センターの検証を踏まえた取り組みの推進や南部リハビリテーションセンターの開設等により、さらなる専門的な相談支援体制の充実を図ってまいります。次に、医療機関との連携についてでございますが、平成30年度に精神保健福祉法の改正や診療報酬の改定が予定されておりますことから、国の動向を踏まえながら、医療機関や関係団体等との調整を図ってまいります。また、休日夜間の医療体制につきましては、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の4縣市協調により運用しております精神科救急医療情報窓口において、精神疾患の急激な発症や悪化により、緊急に精神科医療機関での受診が必要と思われる方に対して精神科病院を紹介あるいは相談に応じており、そのあり方について検討を進めているところでございます。今後につきましても、引き続き迅速かつ適切な精神科救急医療に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、危機介入の事例ということ、また、医療的ケアが必要ということについての御答弁をいただきましたが、特に身体疾患、例えば精神障害の方たちが糖尿病であるとか、いわゆる慢性的な疾患を持っている方たちもいらっしゃるということも多いわけでありまして。そのような身体疾患を持つ障害者の救急医療について、障害者の皆様は生活が昼夜逆転していますので、特に夜間の課題は非常に大きいわけでありまして。休日夜間の課題と対応について伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 身体疾患を持つ精神障害者の救急医療についての御質問でございますが、精神疾患を有する方の休日夜間の他科救急につきましては、身体科と精神科の連携により対応しているところでございますが、状況によっては受診する医療機関の選定に時間を要する場合がございます。昨年度、消防局や救急医療機関等と連携して調査を実施した結果、身体疾患の緊急度や重症度が比較的低い精神疾患患者の救急搬送について、医療機関選定に時間を要していることがその原因であると認識したところでございます。そのため、精神科と身体科双方の連携体制の構築に向けた取り組みを検討するとともに、身近なかかりつけ医が緊急度や重症度の比較的低い精神疾患患者を診察することができまよう、かかりつけ医への研修等を通じて精神疾患患者への対応力の向上に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、御答弁をいただきました。次期障害福祉計画でも、入所施設からの地域生活移行への目標値ですとか、また、入院後の退院率などが示されておりますけれども、どうも現実の実態に合ったサービスが行政や事業者からしっかりと提供されるのかどうか。これはしっかり見てまいりたいと思っておりますけれども、誤解をいただきたくないのは現場の、特に区役所の高齢・障害課の皆さんでありますとか、ソーシャルワーカーの皆さんでありますとか、そういう方たちも精いっぱい仕事をされているという実態も理解はしておりますけれども、なかなかやっぱり手が足りない。それから、今、地域包括ケアシ

システムでも御苦労されているということだろうと思いますが、医療と介護の連携の問題と同じであります。かかりつけ医の先生方がいらっしゃるわけですね。いらっしゃるというのは、自宅から通勤して来られる先生方も今多いですから、夜、病院へ行ってもいらっしゃるのか、そのような課題もありますので、どういう形で、夜、救急により対応ができるのかということ、さらにしっかりと内部的に詰めていただくということをお願いして、また推移をしっかりと見ていきたいと思っております。

次に参ります。児童福祉法に基づく障害児通所支援に関連して伺ってまいります。本市の放課後等デイサービスガイドラインの策定について来年度早期の策定を目指すと、これは実はうちの会派の代表質問でいただいているわけでありまして、進捗状況について、策定のポイントについて伺っておきます。

◎成田哲夫 健康福祉局長 放課後等デイサービスのガイドラインについての御質問でございますが、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスにつきましては、国が平成27年4月に、支援等の質の向上等を図るため、制度を提供するための基本姿勢や従業者の役割をまとめた放課後等デイサービスガイドラインを公表しております。本市におきましては、国のガイドラインを基本とし、他都市の内容も参考としながら、本市事業者に向けたガイドラインを来年度当初に発出できるよう現在作成中でありまして、策定に当たりましては、本市の実情や実例を踏まえ、事業者にわかりやすいよう解釈を加えているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 サービスを受けるに当たり、利用申請者は相談支援事業所に利用計画書の作成を依頼しなくてはならないわけでありまして、この利用計画書に基づいて、市は障害児通所支援の支給を決定し、支給決定通知書と受給者証を発行するような手続になっております。本市は計画相談から受給者証の発行までの期間が他都市よりも長い場合があるとも聞かれますが、例えばお隣の世田谷区では1週間程度で発給されると伺います。本市においては3カ月もかかるケースがあるとも伺ったんですが、早期発給の観点から、その理由と改善方法について伺います。次に、セルフプランの活用のあり方についても伺っておきます。例えば所沢市では1歳半や3歳児健診時の保健師の見立て、判断でセルフプランの活動が積極的になされているとも伺うわけでありまして、本市の考え方を伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 支給決定等についての御質問でございますが、初めに、児童福祉法に基づく障害児通所支援に係る支給決定につきましては、区役所が障害のあるお子さんを持つ御家族より、相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画書を添付した利用申請を受け、計画案や御本人の状況等を鑑みて行うこととしております。区役所におきましては、追加書類の提出を求めることや、市や区で開催する審査会等により利用の可否を判断すること等があるため、個別の状況により時間を要する場合がありますが、申請を受理してから受給者証を発行するまで、新規にサービス利用をする方であればおおむね2週間以内で行っております。また、既にサービスを利用されている方については、決定の期限が切れる2カ月程度前に申請勧奨を行っているところから、早目に申請をされた方につ

いてはおおむね1～2カ月程度お待ちいただくことがあります。期限が切れる前には発行を行っております。次に、障害児通所支援の支給決定を行うためには、原則として障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画を必要としますが、国においては当事者の意向を反映していることを前提とし、生活全般の解決すべき課題やサービスの種類、利用量等が記載されていることを要件としてセルフプランを認めております。本市におきましても、セルフプランにより申請が行われた際には、区役所の窓口において相談助言を行いながら、プラン内容の確認や作成支援等の対応を図っているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 セルフプランの活用についても御理解をいただいたわけでありませけれども、ただ、この窓口も結局、一生懸命やっていたと高齢・障害課に負担がかかるということで、先ほどの件とあわせて、本当に今のままの人員で足りるのかどうか、そういうこともぜひ内部で御検討いただければなと思います。次に、保育所等訪問支援事業について伺います。国では法改正で力を入れているとお聞きしているわけですが、本市の障害福祉計画案では市内4カ所の療育センターでの取り組みが中心で、保育所等への訪問支援の見込み量も大変少なくなっていると理解いたします。この見込み量の根拠とこの見込み量を上方修正するということの検討はできないのか伺います。

◎成田哲夫 健康福祉局長 保育所等訪問支援事業についての御質問でございますが、初めに、本事業につきましては、平成29年度から、保育所や幼稚園など集団生活を営む施設を訪問し、障害のないお子さんとの集団生活への適応のため、個別の専門的な支援を行うことを目的に療育センター及び民間事業所において実施してきたところでございます。現在策定中の第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定におきましては、平成29年12月の利用実績が7名であった一方で、今後4カ所の療育センターで取り組みを充実させることを鑑み、平成30年度で月当たり12名、平成31年度17名、平成32年度22名と見込み量を算定したものでございます。また、本事業とあわせて、療育センターにおきましては、これまで市の単独事業として保育所や幼稚園等に訪問し、子どもへの正しい理解や特性に配慮した環境設定について、専門的立場から助言指導を行う巡回相談支援を実施してきたところでございますので、今後につきましても事業者の拡大も含め、引き続き取り組みを継続してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 そもそもこれは国として事業のメニューというふうにございますけれども、本来療育センターの持っている事業でありますから、療育センターを中心ということよりも、今、局長答弁をいただきましたけれども、また、それをやっただく事業者も、逆に積極的に拡大していただけるといいのかなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に参ります。外国人医療費の未徴収問題について伺いたいと思います。国や本市も観光産業への取り組みを強化しているということですが、しかし、医療現場に影を落としているのがこの外国人医療費の未徴収問題であると言われております。2016年度、昨年度の観光庁の調査によると、旅行中にけがや病気になる訪日客は約4%、

2,400万人を突破した、単純計算では1日約2,600人に上る、残念ながら旅行者全体の約3割は旅行保険に加入していない、このことがトラブルの大きな要因となっているというような報道がなされているわけであります。団体旅行は保険加入者が多いが、個人客は無保険者が目立つ。そこで、厚生労働省は、全国7,000カ所の病院を対象に訪日外国人旅行者の未払いの実態調査を行い、この3月までに報告書をまとめることになっているそうであります。それで、昨年11月に厚生労働省のほうから本市にも、病院にもそれが来ているわけでありますが、訪日外国人の異常債権——これは訪日外国人の未収債権のことでありますが、訪日外国人の異常債権の状況調査の結果が平成26年度、平成27年度、平成28年度それぞれ空欄になっているんですね。その理由について伺います。実態を把握する体制整備は検討できないのか、病院局長に伺います。

◎今井宏晴 病院局長 訪日外国人の異常債権の状況調査についての御質問でございますが、当該調査は昨年11月に行われた病院経営指標調査の一部で、訪日外国人の未収債権の有無を回答するものでございますが、回答に際して市立病院では、訪日、在日の外国人患者を区別した統計をとっていなかったため、空欄にて回答したものでございます。また、その実態を把握する体制整備につきましては、今後、訪日外国人が増加することが予想される中、課題の一つであると認識しておりますので、関係部署との連携を図りながら対応について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、御答弁いただきましたので、ぜひ訪日、在日の方たちをしっかりと分けて統計がとれるようお願いしたいと思います。

平成28年に国の明日の日本を支える観光ビジョンにおきまして、2020年までに、訪日外国人が特に多い地域を中心に、受け付け対応等も含めた外国人患者の受け入れ体制が整備された医療機関を、現在の約5倍に当たる100カ所で整備するということが示されています。この100カ所の中に本市の医療機関は幾つあるのか、また、市立病院の対応について経済労働局長に伺います。

◎原田津一 経済労働局長 外国人患者の受け入れ体制が整備された医療機関についての御質問でございますが、国の明日の日本を支える観光ビジョンに掲げられた外国人患者の受け入れ体制が整備された医療機関につきましては、市内には市立病院も含めて現時点ではございません。以上でございます。

◆織田勝久 委員 次に、訪日外国人旅行者受け入れ医療機関リストの作成について伺います。本市には、どの行政機関から、いつ、どこに要請があったのかを確認しておきます。市内の外国人受け入れ可能な医療機関数と市立病院の対応について、これは病院局長と経済労働局長にそれぞれ伺います。

◎原田津一 経済労働局長 訪日外国人旅行者受け入れ医療機関に関する調査についての御質問でございますが、本調査は、平成28年7月に観光庁が県の観光部局に、平成29年10月には観光庁及び厚生労働省が県の観光部局及び衛生主管部局に調査依頼を行ったもので

ございまして、平成28年9月及び平成29年11月に、県の観光部局から観光を所管している経済労働局が依頼を受けたものでございます。また、市内の訪日外国人旅行者の受け入れ医療機関につきましては、調査時点では6施設となっております。以上でございます。

◎今井宏晴 病院局長 訪日外国人の受け入れが可能な医療機関に係る調査についての御質問でございますが、医療機関宛ての当該調査は本年2月に神奈川県から依頼があったもので、市立病院のうち、1次・2次救急に対応する井田病院、多摩病院の2病院において対応可能である旨、回答したところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今別々の局に御回答いただいたのは、今回の質問をさせていただくのいろいろなヒアリングをさせていただきましたけれども、当初、どこの窓口が担当かということの整理もできていなかったんですよ。それで、病院は病院局、経済労働は経済労働局、全体の政策を調整する健康福祉局それぞれがばらばらで、この問題の本質もよく御理解いただけていない風だったんですね。

それで最後に、副市長にまとめていただきたいと思うんですけども、川崎市も、2020東京オリンピック・パラリンピックも含めて、非常にインバウンド対策には力を入れているわけでありまして、特に羽田空港と目と鼻の先にあります川崎市でありますし、積極的な観光産業をやっているわけでありまして、今のままでいくと、間違いなく訪日外国人の未徴収問題というのは発生すると思います。それについて今、いろんな仕組みの中で公費で負担するというような議論もあるわけでありまして、その仕組みもあるわけでありまして、しかし、税金で補填するというのはやっぱり本来おかしな話でありまして、国のほうは、保険にしっかり入っていただくとか、いろんなことも考えているようでありまして、一義的に、まずしっかりと把握をしていただくという体制をつくっていただきたい。また、関係部署でしっかりと連携をしていただきたいと思います。そこで、改めて、外国人医療費の未徴収問題について、今後、外国人医療費の未徴収問題を未然に取り組むべく、本課題の調整整理をどのように進めていただくのか、さらに、責任部署のあり方を三浦副市長に伺います。

◎三浦淳 副市長 訪日外国人旅行者に係る課題についての御質問でございますが、本市は、東京、横浜や羽田空港に近接し、交通の利便性などにより、多くの訪日外国人が訪れることが想定されますことから、訪日外国人旅行者が快適に観光できる環境整備の一つとして、医療面における対応も重要であると考えているところでございます。こうしたことから、関係局でそれぞれの課題につきまして情報共有などを図るとともに、インバウンドに関する会議等を活用しながら適切に対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 せっかく市内にインバウンド推進協議会でしたっけ、立ち上げられたわけでありまして、そのような会議もまたうまく利用していただいて、そこに入っていない局もあるようでございますから、ぜひ対策をしっかりとお願いしておきたいと思います。

次に参ります。都市計画道路の整備について伺いたいと思います。まず1つは梶ヶ谷菅生線の進捗について、これは、鷺沼駅周辺再編整備に関連した交通アクセスなどの施策と

連携を図りながら、適切に判断するという答弁をいただいているわけであります。その後の進捗について伺います。また、横浜生田線水沢工区については、既に平成33年度供用開始と答弁いただいておりますけれども、残念ながら、まだ横浜サイドに一部の反対者がいるようであります。その後の進捗について、また、不法占有の看板の撤去についてもお願いしておきましたが、その後の経緯についても伺います。平成33年度供用開始との時期の変更はないのか、改めて確認しておきます。

◎藤倉茂起 建設緑政局長 都市計画道路の整備についての御質問でございますが、初めに、梶ヶ谷菅生線の整備につきましては、川崎市総合都市交通計画案における交通施策の方向性や重点施策とともに、鷺沼駅周辺再編整備に関連した交通アクセスなどの施策と連携を図る必要があると考えておりますので、今後、策定が予定される鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針を踏まえ、関係局と連携を図りながら、適切に判断してまいりたいと考えております。次に、横浜生田線水沢工区の進捗についてでございますが、今年度、横浜市と課題の情報共有のために協議を4回実施し、その中で、平成30年度に横浜市が開催する予定の住民説明会に向けて、同市と連携し、交通量の推計や整備効果の検証を行っているところでございます。次に、横浜市側に設置されている看板につきましては、同市に適切な対応を要望しているところでございます。次に、供用開始時期につきましては、今後も横浜市と十分な協議調整を図り、道路整備プログラムに示されている平成33年度までの完成を目指し、事業に取り組んでまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 梶ヶ谷菅生線につきましては適切な判断ということではありますが、いろいろ具体的に事業が動き出しますので、ぜひお願いをしておきます。また、横浜生田線水沢工区は、担当の皆さんが御苦労されていることはよくわかっておりますけれども、しかし、引いてはいけないわけですから、ぜひ粘り強く、場合によっては少し腰を据えてしっかり対応していただきたい。ここが通りますと犬蔵交差点の渋滞もなくなりますし、これは大変大きな箇所だと思っておりますので、ぜひ建設緑政局長、よろしくをお願いいたします。

では、次に参ります。潮見台配水所及び西長沢浄水場の耐震工事に関連して伺います。工事の進捗状況について伺います。休止施設の活用のあり方についても伺っておきます。

◎金子正典 上下水道事業管理者 西長沢浄水場及び潮見台配水所の工事の進捗状況などについての御質問でございますが、初めに、耐震化工事の進捗状況についてでございますが、神奈川県内広域水道企業団の西長沢浄水場と本市の潮見台配水所は同一敷地内にあり、一部施設を共有していることから、互いの工事や施設の運用に支障がないよう、綿密に調整を図りながら耐震化を進めているところでございます。潮見台配水所につきましては、平成30年度末の完成を目指して配水池の耐震補強工事を実施しております。西長沢浄水場につきましては、現在、沈殿池とろ過池の耐震補強工事を実施しているところでございます。その後、企業団の浄水池及び送水施設である調整池並びに本市の着水井の耐震補強工事を平成34年度末までに完了する計画としております。次に、潮見台配水所の休止施設の活用についてでございますが、再構築事業に伴い、休止した沈殿池やろ過池などの施設

につきましては、企業団と平成27年4月に締結した潮見台配水所に係る施設等の取り扱いに関する基本協定に基づき取り扱うこととしておりますので、現在、企業団において進めている利用方針等の検討結果を踏まえて協議を進めることとしております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 企業団のほうも、どうも用地の確保にはいろいろ御苦労されているようなことも聞いておりますので、ぜひ上下水道局としっかり協議をお願いしておきたいと思えます。次に、配水池の耐震補強工事が行われているわけでありましてけれども、覆土後、例えば西長沢公園のように野球やサッカーを行う公園として開放することは検討できないのか伺っておきます。

◎金子正典 上下水道事業管理者 配水池の上部利用についての御質問でございますが、西長沢浄水場の耐震化工事完了後は、水道施設としての安全管理対策などを踏まえた上で、配水池の上部利用の可否について企業団との調整を積極的に進めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 では、ぜひよろしくお願いたします。

最後に、教職員の職員配置に係る課題について何点か伺っておきたいと思えます。現在、教職員の勤務実態調査が行われておりますので、中間報告が4月以降になるということですから、その結果を待ちたいとは思っておりますが、ちょうど年度末の教職員の異動の時期でありますから、幾つか質問させていただきたいと思えます。教育委員会事務局の教職員等配置の考え方をお聞きしておきたいと思うんですね。校長、教頭と2人の管理職を同時に異動するケースというものがあられるわけでありまして。どのような機会で行われるのか、さらに、その折、配慮する点について端的に伺っておきます。

◎西義行 教育次長 教職員の配置についての御質問でございますが、学校管理職につきましては、全市的な視野に立ち、各学校の円滑な学校運営とその活性化を図る視点から、異動や退職等により校長及び教頭を同時に交代する場合もまれにございます。教職員の配置につきましては、学校運営に支障を来すことのないよう、特色ある教育活動、児童生徒指導や地域への対応状況等を踏まえて人事配置に配慮しているところでございます。学校運営上の課題が生じた場合につきましては、教育委員会として学校に対する指導支援に努めているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ぜひ保護者との意思の疎通も図ると。やはり管理職の先生方にはそのような能力というものも非常に必要になるわけでありまして、ぜひそこら辺も踏まえた人事配置というものも御検討いただきたいと思えます。また、特別支援級の担任の配置について、その専門性をどのように評価して配置を行うのか、専門性を確保する取り組みについても伺っておきます。

◎西義行 教育次長 特別支援学級についての御質問でございますが、特別支援学級を担

当する教員の配置につきましては、各教員の知識、経験、資質、意欲や保有免許状等の状況を校長が総合的に判断し、学級運営が円滑に行えるよう校内人事を行っているところでございます。特別支援学級の運営におきましては、在籍児童生徒数の増加に加え、障害の重度重複化、多様化の課題に対して専門性の育成が必要であるものと認識しております。したがって、教員の資質向上を図るために、特別支援学級を担当する正規教員及び臨時的任用教員を対象として、総合教育センターによる研修、特別支援学校の公開講座などを行っております。また、特別支援学校教諭免許状を取得するための免許法認定講習を実施しているところでございます。さらに、小中学校の要請による特別支援学校の教員派遣に加え、今年度から重い障害のある児童生徒が特別支援学級に在籍する学校に、特別支援学校の教員が計画的に巡回し、特別支援学級を担当する教員に児童生徒の特性や保護者との意思疎通についても指導助言を行っているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、御答弁いただきました。管理職の先生方にとってもそうですし、また、特に支援級の先生方にいろんな御苦労があることはわかりますが、特に保護者との意思の疎通、その課題がどうも多いように感じています。ぜひいろいろ改善についての御検討をお願いします。終わります。